

四日市市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第58号

四日市市公印規則の一部を改正する規則

四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後			
別掲			
1から31の2まで (略)			
31の3			
<table border="1"><tr><td>三 重 県</td><td>四 日 市 市</td><td>会 計 管 理 者</td></tr></table>	三 重 県	四 日 市 市	会 計 管 理 者
三 重 県	四 日 市 市	会 計 管 理 者	
31の4から66まで (略)			

改正前			
別掲			
1から31の2まで (略)			
31の3			
<table border="1"><tr><td>三 重 県</td><td>日 市 市 会</td><td>計 管 理 者</td></tr></table>	三 重 県	日 市 市 会	計 管 理 者
三 重 県	日 市 市 会	計 管 理 者	
31の4から66まで (略)			

附 則

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

(総務部総務課)